



## 新型コロナウイルス感染症に係る 支援制度のご案内

新型コロナウイルス感染症に係る主な支援制度についてお知らせします。

この内容は（5月7日時点）、国や県の制度の確定や追加などにより、内容や実施時期に変更がある場合がありますので、2ページ以降の問い合わせ先、市のホームページ等でご確認ください。

なお、5月31日までの間、土日も開庁をしております。

個人・世帯向け	給付	全市民対象	→	特別定額給付金（一人10万円）	①
		離職などで住居を失った・失うかもしれない	→	住居確保給付金	②
		高萩市外に居住している学生の方へ	→	ふるさと高萩応援事業【市単独】	③
		子育て中で家計が大変	→	子育て世代への臨時特別給付金	④
		感染などで仕事ができなくなった	→	国民健康保険の傷病手当金	⑤
	貸付	収入が減って生活に困った	→	緊急小口資金の貸付	⑥
			→	総合支援資金の貸付	⑦
	減免	収入が減って保険税が支払えない（料）	→	国民健康保険税の減免	⑧
			→	介護保険料の減免	⑨
	支払猶予（支払延期）	今すぐの納付は難しい	→	市税・国民健康保険税などの徴収猶予	⑩
事業者向け	給付	事業収入が減ってしまった	→	たかはぎ小規模企業者・個人事業主応援補助金【市単独】	⑪
			→	休業要請協力金（県）	⑫
			→	中小・小規模事業等への持続化給付金	⑬
			→	雇用調整助成金	⑭
	貸付	資金繰りのための融資を受けたい	→	中小企業事業者継続応援貸付金	⑮
			→	借入金への利子補給・保証料補助	⑯
	減免	収入が減って市税が払えない	→	固定資産税・都市計画税の減免	⑰

# 手続きについて

- 皆様の安全確保と、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、電話によるお問い合わせ、郵送請求など、来庁せずに手続きを行うことをお勧めしています。
- 市役所にお越しの際は、相談や申請に係る時間を極力短くするため、ご心配な点、ご相談内容、手続きの方法など、ご不明な点につきましては、事前に電話でご確認ください。

## ①特別定額給付金

【対象となる方及び給付額】

令和2年4月27日現在で住民基本台帳に登録されている方一人につき10万円 ※原則、世帯主の銀行口座への振り込み

【申請等】

郵送またはマイナンバーカードを活用したオンライン申請

※5月1日からオンライン申請の受付を開始

5月16日全受給権者に対し申請書類を郵送（予定）

【問合せ】企画広報課 ☎24-7677

## ②住居確保給付金

【対象となる方】 次のすべてに該当する方

- 新型コロナウイルスの影響を受け、離職や収入の減少により経済的に困窮し、住居を失った、または住居を失うおそれがある
- 離職するまで、その世帯の生計を維持していた
- ハローワークに求職の申し込みをし、熱心に求職活動を行っている（当面の間緩和の措置があります）

※他にも要件がありますのでお問い合わせください

【支給額】 収入や世帯人数によって異なります。

【支給期間】 原則3か月（要件が満たされれば延長可）

【問合せ】社会福祉課 ☎23-7030

## ③ふるさと高萩応援事業 【高萩市単独事業】

進学のために市外に居住している学生や生徒に対し、地元産品を「ふるさと高萩からの応援箱」として、学生や生徒の居住地へ発送します。



【対象となる方】 次のすべてに該当する方

- 進学のために市外に居住の実態を移している方
- 学校教育法に規定する大学院、大学、短期大学、高校または専修学校等に在籍している方

【申請方法等】 高萩市観光協会に委託予定

※申請方法等については、5月下旬に高萩観光協会のHPに掲載予定

【問合せ】地方創生課 ☎23-2127

## ④子育て世帯への臨時特別給付金

【対象となる世帯】

児童手当受給（0歳から中学生のいる世帯）

※令和2年3月に中学校を卒業した子がいる世帯を含みます。

※所得制限により特例給付（5,000円）を受けている方には支給されません。

【基準日】 令和2年3月31日

【給付額】 対象となる児童一人につき1万円

【申請等】 不要（6月上旬にお知らせを送付します）

※公務員の方は申請が必要です。詳細は所属庁にご確認ください。

【問合せ】子育て支援課 ☎23-2129

## ⑤国民健康保険の傷病手当金

【対象となる方】

国保被保険者で会社に雇用されている方のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱などの症状があり感染が疑われる方

【支給対象となる日数】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

※令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（入院継続の場合は最長1年6か月）

【支給額】 給与収入の3分の2相当額（上限あり）

※後期高齢者医療保険加入者についてもご相談ください。

【問合せ】保険医療課 ☎23-2117

## ⑥緊急小口資金の貸付

【対象となる世帯】

新型コロナウイルスの影響を受け、休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

【貸付上限額】 10万円以内

※次の場合は20万円以内 世帯員に要介護者がいる、世帯員が4人以上いる、個人事業主の特例の場合など

【据置期間】 1年以内 【償還期限】 2年以内

【貸付利子】 無利子 【保証人】 不要

【問合せ】高萩市社会福祉協議会 ☎23-8341

## ⑦総合支援資金の貸付

### 【対象となる世帯】

新型コロナウイルスの影響を受け、失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

### 【貸付上限額】

- ・世帯員が2人以上・・・月20万円以内
- ・単身世帯・・・月15万円以内

【貸付期間】原則3か月以内 【据置期間】1年以内

【償還期限】10年以内 【貸付利子】無利子

【保証人】不要

【問合せ】高萩市社会福祉協議会 ☎23-8341

## ⑧国民健康保険税の減免

### 【対象となる世帯及び減免額】

- 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯・・・全額免除
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の3つの要件をいずれも満たす世帯・・・一部免除

A：事業収入などの減少額が前年の10分の3以上

B：前年の合計所得金額が1,000万円以下

C：減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の所得の合計額が400万円以下

### 【必要書類】

- 申請者の本人確認書類、収入の減少を証明する書類、印かん

### 【減免の対象となる保険税】

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険税

※後期高齢者医療保険料についてもご相談ください

【問合せ】保険医療課 ☎23-2117

## ⑨介護保険料の減免

### 【対象となる方及び減免額】

●新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方・・・全額免除

●新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の2つの要件をいずれも満たす方・・・一部免除

A：事業収入などの減少額が前年の10分の3以上

B：減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

### 【必要書類】

●全額免除：診断書など、印かん

●一部免除：収入の減少を証明する書類、印かん

### 【減免の対象となる保険料】

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料

【問合せ】高齢福祉課 ☎22-0080

## ⑩市税・国民健康保険税などの徴収猶予

### 【対象となる条件】

令和2年2月から納期限までの一定期間（1か月以上）において、収入が前年同期比概ね20%以上減少した場合

### 【必要書類】

収入が前年度と比較し、減少していることが分かる書類（例：売上帳、給与明細書など）

### 【猶予期間】

・市税・国民健康保険税の徴収猶予（1年）

・介護保険料の徴収猶予（6か月）

・市営住宅使用料の徴収猶予（要相談）

※後期高齢者医療保険料についてもご相談ください。

【問合せ】代表 ☎23-1111

※上下水道料金の徴収猶予（最長3か月：延長は要相談）については、☎22-3642 までお問い合わせください。

## ⑪たかはぎ小規模企業者・個人事業主応援補助金【高萩市単独事業】

### 【対象となる方】

①市内に事業所を有する小規模企業者・個人事業主

②最近1か月間の売上高が前年同月と比較して20%以上減少、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同月に比較して20%以上減少が見込まれる方

### 【対象経費】

ア 事業所にかかる家賃等

イ テイクアウト、宅配サービスなどの新たな販売方法の導入に要する経費

ウ 新型コロナウイルス感染防止のための備品・消耗品等の購入に要する経費

### 【補助額】

1 事業所あたり上限30万円

【問合せ】観光商工課 ☎23-7316

## ⑫休業要請協力金【県独自の支援】

【対象となる方】

- ①県内に事業所を有する中小企業・個人事業主
- ②茨城県緊急事態措置等に基づく休業等の要請に応じ、全期間対象施設で休業した事業所

※ただし令和2年4月16日以前に開業し営業実態のあること

【給付額】 1 事業者あたり最大 30 万円

【問合せ】 茨城県休業要請・協力金対策チーム

☎029-301-5375

## ⑮中小企業事業者継続応援貸付金【県独自の支援】

【対象となる方】

- A: 事業収入が前年から 50% 以上減少した中小企業等
- B: 他の中小企業向け融資を受けられなかった方

【限度額】 200 万円

【期間】 最長20年（据置5年）

【問合せ】 中小企業支援対策室 ☎029-301-2869

## ⑯借入金への利子補給・保証料補助（金融支援）

借入に係る利子や保証料への補助を行うなど、円滑な資金繰りの支援

区分	補助対象の融資	金利	利子補給	保証料補助
日本政策金融公庫	セーフティネット貸付	1.91%	3年間 (国全額)	公庫保証 (保証料不要)
	新型コロナウイルス対策マル経融資	0.31%		
	衛生環境激変対策特別貸付	1.91%		
茨城県	パワーアップ融資	1.3~1.6%	3年間 (県全額)	県: 2分の1
市中金融機関	セーフティネット保証、危機関連保証を活用した一般融資	金融機関による	3年間 (国全額)	全額(国)

【問合せ】 日本政策金融公庫日立支店 ☎0294-24-2451  
高萩市商工会 ☎22-2501  
最寄りの金融機関

## ⑬中小・小規模事業者等への持続化給付金

【対象となる方】

- A: 事業収入が前年から 50% 以上減少した中小企業
- B: 事業収入が前年から 50 % 以上減少したフリーランスを含む個人事業者

【給付額】 A: 200 万円 B: 100 万円

【申請方法】 原則、国へのオンライン申請

【問合せ】 持続化給付金事業コールセンター

☎0120-115-570

## ⑭雇用調整助成金（雇用対策）

事業の縮小を余儀なくされたり、小学校の休校などで従業員に有給休暇を与えた市内の中小企業及び小学校の休校などに対応した保護者である個人事業主に対する支援

制度	国補助		県補助
	補助率	限度額	補助率
雇用調整助成金への上乗せ補助	5分の4 ※解雇なしの場合、10分の9	従業員1人当たり 8,330円/日	解雇なしの場合 10分の1
小学校等の臨時休業に伴う休暇取得支援補助	10分の10	従業員1人当たり 8,330円/日	/
小学校等の臨時休業に伴う委託を受ける個人事業主への休業支援補助	定額	4,100円/日	
上記以外の個人事業主	対象外		
<p>【申請方法】 事前にお問い合わせください。</p> <p>【問合せ】 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成コールセンター 0120-60-3999 茨城県労働政策課雇用促進対策室 029-301-3645</p>			

## ⑰固定資産税・都市計画税の減免

【対象となる方及び資産・年度】

- ・対象者 売上高が減少した中小事業者など
- ・対象資産 事業用家屋及び償却資産
- ・対象年度 令和3年度

【減免の基準】

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて

30 % 以上 50 % 未満減少・・・2分の1免除  
50 % 以上減少・・・・・・・・・・全額免除

【申請の時期】

令和3年度の償却資産申告と併せて申請してください。

【必要書類】

- 減免申請書
  - 売上高が減少したことを証明する書類
- ※認定経営革新等支援機関等（税理士、公認会計士、弁護士など）の認定を受けたことを証明する書類

【問合せ】 税務課 ☎23-2115